

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年11月20日

京都府立洛南病院長 山下 俊幸

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
経頭蓋治療用磁気刺激装置等 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所
宇治市五ヶ庄広岡谷2番地 京都府立洛南病院

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2
京都府立洛南病院事務部会計課
電話番号（0774）32-5900（代表）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
 - ア 交付期間
令和2年11月20日（金）から令和2年12月2日（水）までの間（日曜日、祝日及び土曜日を除く。）
 - イ 交付場所
(1)に同じ。
 - ウ 交付方法
 - (ア) 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に来院すること。
 - (イ) 郵送により交付を受ける場合
交付場所宛てに返信用切手140円分を添付の上、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、申し込むこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 京都府の「令和元・2・3年度物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿」の「医療用機械器具」に登録されていること。
- (3) 4で定める一般競争入札参加者参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

4 入札参加資格審査の申請手続

入札に参加を希望する者は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり京都府立洛南病院長に提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間及び提出場所

2の(2)に同じ。

イ 提出方法

提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参すること。

(2) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 京都府の「令和元・2・3年度物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿」の「医療用機械器具」に登録されていることを証明するもの

イ 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績調書

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団等に該当しない旨の誓約書

エ 入札参加資格審査申請に係る権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(3) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(4) 確認通知

参加資格の確認については、別途通知する。

(5) 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、経頭蓋治療用磁気刺激装置等一式購入に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

(6) 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、(4)による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和3年3月31日までとする。

(7) その他

ア 申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出された書類は、本院において無断使用することはない。

ウ 虚偽を記載した者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和2年12月9日(水) 午前11時

イ 場所

宇治市五ヶ庄広岡谷2番地

京都府立洛南病院 本館2階会議室

(2) 入札方法

持参によるものとし、郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

ア 入札書に記載する金額は、運送費、設置費用等納品に要する諸経費を含めるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

8 その他

- (1) 1 から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。